

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 25 日

都道府県水産主務部
漁船安全操業対策担当者 殿

水産庁企画課

ライフジャケット着用義務違反に伴う罰則適用開始に向けての周知について

平素より漁船の安全操業の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ライフジャケットについては、国土交通省が所管している「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」の改正により、平成 30 年 2 月 1 日以降、20 トン未満の小型船舶（漁船）についても原則すべての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられているところですが、同施行規則の改正から 5 年が経過する本年 2 月 1 日以降は、ライフジャケットの着用義務違反があった場合、船長に違反点数が課されることとなり、違反点数が一定の基準に達した場合には最大 6 月の免許停止の処分を受けることになります。

上記に伴い、関係省庁とともにライフジャケット着用推進リーフレットを作成しておりますので、是非ご活用いただき、管下の漁業者へ着用徹底いただくため改めて周知・指導していただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、水産庁のホームページでは、ライフジャケットの着用促進に関する周知啓発資料や農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策」の一環として策定した「作業安全規範」など安全対策に資する情報を掲載しておりますので、今後の安全対策の取組にご活用ください。

水産庁 HP「漁船の安全操業に関する情報」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>

(問い合わせ先)

水産庁漁政部企画課漁業労働班

鈴木・宇佐見

TEL: 03-6744-2340

E-mail: kazuya_usami060@maff.go.jp

ライフジャケットが 命を守ります！



！ 小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に
ライフジャケットを着用させる義務があります！
違反した場合、違反点数が課されます！ ！



SAVE YOUR LIFE
動画もチェック♪

<https://youtu.be/TJPe0uhnFY>

水上オートバイ等の両船側の見やすい場所には、
船舶番号を表示する必要があります！



国土交通省・海上保安庁・水産庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

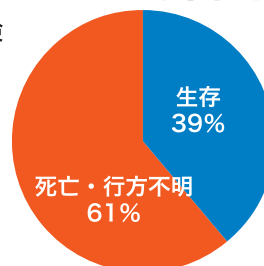


ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は、非着用者に比べ2倍以上です。船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう。

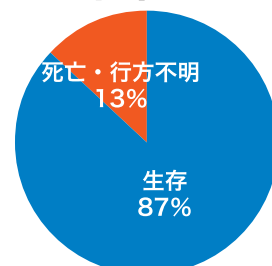
ライフジャケットの着用方法・点検方法はコチラ



海中転落時の生存率



非着用



着用

ライフジャケットの種類

- ◆国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください※。
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの(タイプA)や、水上オートバイ用などいろいろなタイプがあります。(下表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください。



桜マーク

(記載場所や内容については、販売者に確認してください。)

全ての航行区域に適用
TYPE A

タイプ表示



1. 船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場合

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細については以下のホームページを確認してください。)

2. 船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶(ミニボート等)に乗船する場合は上記のいずれでもOK

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)では、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用を推奨します。

発行：国土交通省海事局安全政策課

詳しくはホームページへ

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認してください。

船室内にいる方



船外で泳ごうとする直前の方



命綱を装着している方



専用装備で海上スポーツをする方

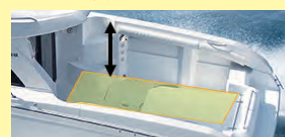


必ずしも着用する必要がありません

防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方

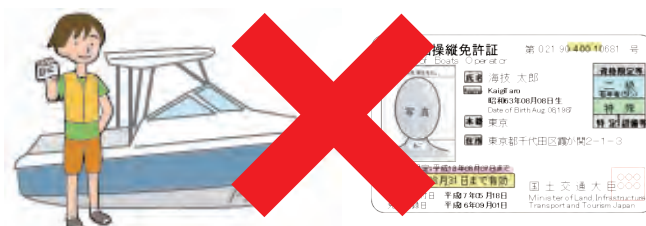


できるだけ着用してください

違反すると処分あり

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。

累積点数※によっては、免許停止の対象となります。



最大6か月の免許停止

※場合によっては、3点以上で免許停止の対象となります。